令和７年度福岡県消費者安全確保地域協議会議事概要

１ 日時

令和７年９月１日（月）　１４：００～１５：２０

２ 開催方法

ＷＥＢ開催

（事務局会場：県庁行政４号会議室（地下１階南棟西側））

３ 出席者

配付資料中「出席者名簿」のとおり

４ 開会

事務局（県生活安全課）が開会宣言をした。

５ 開会あいさつ

会長（県人づくり・県民生活部長）が開会あいさつを行った。

６ 議事

（１）福岡県の消費者安全確保のための取り組みについて

事務局（県生活安全課）から、資料１－１、１－２、１－３に基づいて報告を行った。

（２）福岡県内の消費生活相談等について

県消費生活センターから、資料２－１、２－２に基づいて説明を行った。

（３）多重債務問題に対する取り組みについて

事務局（県生活安全課）から、資料３に基づいて説明を行った。

（４）各団体・機関の取り組みについて

各団体・機関から、資料４に基づいてそれぞれ説明を行った。

７ 閉会あいさつ

会長（県人づくり・県民生活部長）が閉会あいさつを行った。

８ 閉会

事務局（県生活安全課）が閉会宣言をした。

６ 議事（４）各団体・機関からの取り組みに関する報告に対して、以下のとおり質疑・意見等があった。

○福岡県弁護士会　「各団体における多重債務に関する相談対応について」

各団体で多重債務に関する相談を受け付けているかと思うが、その際に気をつけて欲しいことがある。

弁護士や司法書士が履行困難な任意整理をした結果、履行が立ちゆかなくなって、新たに弁護士や司法書士、その他相談窓口に相談をすることがある。その場合、履行困難な任意整理をした弁護士や司法書士の着手金について、返金を求めることが出来る可能性があるため、多重債務の相談に新たにのる際には、過去にどこかに相談したか、過去の任意整理が妥当なものであったかなどを確認した上で、相談に乗って欲しい。このことを相談窓口へ周知して欲しい。

○福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課　「福岡県のニセ電話詐欺及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害について」

【福岡県弁護士会】

ニセ電話詐欺等の議題に関し、特定の事業者に被害の相談が集中することがある。その場合、弁護士会において被害者説明会を開催することが出来る場合があり、その結果として集団訴訟に至ったこともある。そのため、特定事業者に対し被害が集中した際には、弁護士会を頼って欲しい。

【福岡県民生委員児童委員協議会】

［問］

ニセ電話詐欺について、固定電話を持ちたくなくとも、銀行などの手続きで持たざるを得なかったりする。さらに昨今ニュースで、ニセ電話詐欺犯がカンボジア等で多数検挙された報道もある。このようなことを鑑みて、ニセ電話詐欺の予防対策について詳しく教えて欲しい。

［答］

国や地域に関係なく、ニセ電話詐欺は国内の広域で被害を及ぼしている状況である。

本日、県内の被害件数を報告したが、ニセ電話詐欺が急増している状況は全国的なものであるとともに、これをしたら絶対被害に遭わないという予防対策はない。

センターからも説明にあったように、「２時間後に電話を止める」と言うような詐欺電話が相次いでいたりと、様々な詐欺のケースがあるので、安易に電話口の相手の言うことを信じてはいけないことを大前提として、国際電話休止措置等をとって頂きたい。

【公益社団法人福岡県社会福祉士会】

［問］

　　最近、自分自身にも海外からの着信が相次いている。先週も2件あった。都度着信拒否をしているが、こういった場合、着信拒否だけでなく、警察に情報提供をしたほうが良いのか。

［答］

ぜひ、情報提供に協力頂きたい。しかし、詐欺犯は、次から次へと新しい番号に変えてかけており、鼬ごっこの状態である。本来ならば、電話を特定し、使用者を割り出すなどを行うべきであるが、国をまたぐ事案であり、なかなか徹底した対策が難しい状況である。

こういった背景から、まずは徹底して知らない番号からの電話には出ないという防止策を取って欲しい。時折、詐欺電話と分かっていても、電話に敢えて出る方もいると聞くが、詐欺犯はだましのプロであるため、電話に出ること自体を止めて欲しい。また、そのことを周囲に広めて欲しい。